

罹災証明申請書

(あて先)川口市長

令和 4年 3月 1日

(申請者※1) 氏名 : 川口 太郎

〒332-8601 住所: 川口市青木2-1-1

電話番号: 048-258-1110

(代理人の場合) 氏名 :

電話番号: - -

申請者との関係: 同一世帯の親族・その他※3 ()

※1 居住者による申請の場合、申請者は世帯主としてください。

※2 その他の場合、委任状を併せて提出してください。

罹災日時	令和 3年 10月 7日 22時41分頃
罹災場所	川口市青木2-1-1
罹災家屋との関係	1. 所有者 2. 管理者 3. 賃貸人 4. その他()
罹災原因	地震 ・ 水害(床上・床下浸水) ・ その他()
罹災の内容 ※詳細に記入ください	地震の揺れにより、建物の外壁及び屋根の一部にひび割れ
必要枚数	1枚
使用目的	災害見舞金の申請 ・ 税の減免申請 ・ 保険会社への申請 その他()

申請に必要な書類 (下記に☑してください)	
<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類(個人番号カード・運転免許証・健康保険証・その他)	<input checked="" type="checkbox"/> 被害状況の写真(印刷したもの)
<input type="checkbox"/> 法人に所属している従業員証、名刺等(法人申請に限り)	<input type="checkbox"/> 委任状(代理申請に限り)

【任意】 自己判定方式(写真による判定)により交付を希望する場合は下記に☑してください
<input checked="" type="checkbox"/> 「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定に同意し、自己判定方式による罹災証明書交付を申請します ※自己判定方式とは、被害が軽微のため、実地調査を行わず、写真で被害判定を行う方法です。 判定は最も被害の少ない「準半壊に至らない(一部損壊)」となりますが、発行期間が短縮されます。

受付窓口処理欄
【受付番号】
【備考】

(注) 家屋以外(車両、重機、家財等)の罹災は、罹災証明書でなく「罹災届出証明書」を発行しています。
詳細は危機管理課ホームページをご覧ください。危機管理課窓口(第一本庁舎5階)までお問合せください。